

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊少第141号

令和2年4月6日

少年を「電話で『お金』詐欺」に加担させないための取組の推進について（通達）

少年を「電話で『お金』詐欺」に加担させないための取組については、「少年を特殊詐欺に加担させないための取組の推進について（通達）」（平成29年5月30日付け熊少第247号）に基づき、各種対策を推進しているところであるが、県内で「電話で『お金』詐欺」に加担した少年が受け子として検挙されるなど、依然として予断を許さない状況にある。

各所属においては、少年を「電話で『お金』詐欺」に加担させないため、下記事項に配意して、管内の情勢に応じた取組の推進に努められたい。

記

1 集団的不良交友関係の実態把握等の徹底

少年の集団的不良交友関係は、「電話で『お金』詐欺」を始めとする各種犯罪の温床の一つであることに留意し、「非行集団等に対する実態把握等の強化について（通達）」（令和元年6月11日付け熊少第275号）に基づき、事件検挙、交通違反の取締り、街頭補導等のあらゆる警察活動を通じて非行集団等の実態把握を徹底し、情報収集に努めること。

なお、情報収集に当たっては、サイバーパトロールや携帯電話機の解析等によるSNSに着目した効果的な手法に配意するとともに、「集団的不良交友関係の解消に向けた対策の推進について（通達）」（平成29年5月16日付け熊少第229号）に基づき、関係部門間で収集した情報の共有を図り、収集した情報や把握した実態を踏まえた上で、個々の集団的不良交友関係について具体的な対策を検討すること。

2 少年の再非行防止のための取組の推進

(1) 検挙・補導を通じた少年の規範意識の向上

全国的に見れば、「電話で『お金』詐欺」の手口のうちオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺で検挙された少年の再犯者率は、刑法犯少年全体と比べて著しく高く、検挙された少年を学職別に見ると半数以上は有職・無職少年が占めている状況にあることから、「電話で『お金』詐欺」に限らず窃盗犯や粗暴犯等の少年事件を取り扱う際や少年を街頭補導した機会等において、少年が「電話で『お金』詐欺」の受け子等として利用されている現状や、SNSで募集されている高額アルバイト勧誘の危険性等について指導し、少年の規範意識の向上を図るなど、こうした少年を将来、「電話で『お金』詐欺」に加担させないための取組を推進すること。

(2) 少年施設との連携による少年の規範意識の向上

少年院及び少年鑑別所（以下「少年施設」という。）の入所者が出所後に安易に「電話で『お金』詐欺」に加担することがないように少年の規範意識の向上を図るため、少年施設に対し、少年が「電話で『お金』詐欺」に加担している現状等について情報提供するとともに、非行防止教室等の開催、その

他入所者の規範意識の向上に係る措置について協議するなど少年施設との連携を強化すること。

3 学校や家庭における非行防止への取組の促進

学校や家庭における非行防止への取組を促進するため、学校等警察連絡協議会、スクールサポーターの活動及び保護者向けの講演会等において、少年が「電話で『お金』詐欺」に加担している現状等について情報提供を行うとともに、少年相談は、非行少年等を早期に発見する重要な契機でもあることから、肥後っ子サポートセンターや少年相談活動の役割を周知し、少年相談の利用の促進を図ること。

また、学校と連携して行う非行防止教室等において、生徒が安易に「電話で『お金』詐欺」に加担することのないよう、先輩・知人等の紹介やSNS等で募集される現金や書類等を受け取るだけで簡単に稼げるなどのアルバイトの危険性、軽はずみな行為が重大な犯罪に関与することになりかねないこと等について指導し、少年の規範意識の向上を図ること。

4 効果的な広報啓発活動の実施

非行防止教室等の開催に当たっては、少年課が管理するDVDや教材を活用するなど、効果的な広報啓発活動に努めること。

5 係間の連携

上記取組を推進するに当たり、「電話で『お金』詐欺」予防対策担当係は、少年担当係と情報を共有し、連携して、防犯講話、防犯メール、その他の広報啓発を通じて情報発信に努め、少年の「電話で『お金』詐欺」への加担の未然防止に努めること。